

港区立しばうら保育園及びしばうら保育園分園指定管理者公募要項等の質問に対する回答書

No.	質疑事項	記載場所	内容	回答
1	職員体制について	5ページ 5行目	分園長及び副園長の要件の中に、主任として1年以上勤務したことがある者との記載があるが、施設長経験が1年以上ある場合には、要件に該当しますでしょうか？	要件に該当します。
2	再委託の禁止について	9ページ 10行目	再委託に関し、給食調理の委託は禁止でしょうか？	給食調理業務の再委託は禁止ではありません。ただし、公募要項に定めるとおり、区の事前承認が必要になります。
3	⑧決算書類等	18ページ 31行目	当法人ですが、令和4年4月に設立した法人であり、直近3期分の決算書類等がございません。直近の決算書のみで問題ございませんでしょうか？また、当法人は前法人からの分社化により設立しておりますので、前法人分の決算書類等の提出は可能です。	現法人での直近の決算書類と前法人の直近2期分の決算書類の提出をお願いします。
4	⑨監査報告書	19ページ 10行目	当法人ですが、令和4年4月に設立した法人であり、直近3期分の監査報告書がございません。直近の監査報告書のみで問題ございませんでしょうか？また、当法人は前法人からの分社化により設立しておりますので、前法人分の監査報告書の提出は可能です。	現法人での直近の監査報告書と前法人の直近2期分の監査報告書の提出をお願いします。
5	⑩納税証明書	19ページ 19行目	当法人ですが、令和4年4月に設立した法人であり、直近3期分の納税証明書がございません。直近の納税証明書のみで問題ございませんでしょうか？また、当法人は前法人からの分社化により設立しておりますので、前法人分の納税証明書の提出は可能です。	現法人での直近の納税証明書と前法人の直近2期分の納税証明書の提出をお願いします。
6	(3) 基本的な選考基準	25ページ 22行目	選考基準に関して、各項目の点数配分はありますでしょうか？	選考基準の各項目の配点については、公開していません。

港区立しばうら保育園及びしばうら保育園分園指定管理者公募要項等の質問に対する回答書

No.	質疑事項	記載場所	内容	回答
7	提案事業及び自主事業について	4ページ 22行目	現在の指定管理者が実施している提案事業及自主事業をご教示いただけますでしょうか。	提案事業としては、子育て相談の受付や読み聞かせ活動があります。 自主事業については、実施しておりません。
8	宿舍借り上げについて		宿舍借り上げ支援事業は利用可能という認識で合っていますでしょうか。	利用可能です。
9	宿舍借り上げについて		職員は保育園と子育てひろば事業を兼務可能とのことですが、宿舍借り上げ支援事業の取り扱いはどのようになりますでしょうか。	保育園とあっぴいを兼務する職員の場合も、港区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱で定める、「常勤職員として勤務していること。この場合において、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、常勤職員とみなす。」という要件を満たしていれば、交付の対象になります。
10	子育てひろばとの連携について	15ページ 9行目	現在の指定管理者は、子育てひろばとの連携はどのように図っていますか。具体的な取り組みをご教示いただけますでしょうか。	年2回、本園とあっぴい芝浦で合同の避難訓練を行っています。また、コロナ禍の前は、保育園の園長があっぴいの利用者に対し、保育園についてお話することで、保育園のことを知ってもらう機会を設けていました。
11	給食について	5ページ 22行目	給食は港区の献立に沿って提供することになりますでしょうか。	給食は、区立保育園統一献立で行っています。
12	職員食について		職員食の導入は可能でしょうか。	職員の福利厚生として昼食を提供する場合は、指定管理料に含める給食の食材費とは別で、法人で費用を負担していただくことを前提に導入は可能です。

港区立しばうら保育園及びしばうら保育園分園指定管理者公募要項等の質問に対する回答書

No.	質疑事項	記載場所	内容	回答
13	地元町会との関わりについて	9ページ 16行目	地元町会・自治会等、地域との関わりについて、現在の事業者はどのような取り組みをされているか、ご教示いただけますでしょうか。	地域との関わりとして、月1回「保育園であそぼう」事業を実施することで地域の子育て家庭を支援しています。また、JR田町駅・郵便局・警察署・港区立伝統文化交流館などを園児（5歳児クラス）が見学し、地域と関わりを持つ機会を設けています。
14	警備業務について	6ページ 4行目	警備業務について、現在の指定管理者は警備員を何名配置し、ローテーションを組んでいますか。	警備員の情報については、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、公開は差し控させていただきます。
15	延長保育について	2ページ 9行目	延長保育を22:00まで実施しているとのことですが、直近1年間の1日あたりの平均利用人数をご教示いただけますでしょうか。	延長保育の直近1年間の1日あたりの平均利用人数は、約11人です。
16	過去の指定管理料等について	3ページ 1行目	（6）指定管理料等について記載額をみると、3年連続で指定管理料よりも支出が多くなっておりませんが、これはすべて事業者の負担となるのでしょうか。それとも何らかの補助がある場合はご教示ください。指定管理料よりも支出が多くなった原因も可能であればご教示ください。指定管理料の決定にあたり、経費の提案と区の予算の決定はいつ頃行われるか大まかなスケジュールをご教示ください。要綱に記載のある指定管理料と、HPにて公開されている年度協定書の金額が異なっておりますが、理由をご教示ください。	指定管理料を超える支出は、すべて事業者の負担になりますので、年間の事業運営をしていく上で予算管理は適切に行っていただく必要があります。指定管理料決定のスケジュールについては、毎年8月上旬ごろまでに翌年の予算の提案をしていただき、庁内調整を経た後、議決前の見込み額を12月下旬ごろにお知らせします。要綱に記載している指定管理料とホームページで公開している年度協定書で定める指定管理料の金額に差異があるのは、年度協定書は年度当初に定めたものであり、その後年度内に、保育士の処遇改善加算費用やエネルギー価格高騰に伴う光熱水費などで、追加の指定管理料をお支払いしていることによります。

港区立しばうら保育園及びしばうら保育園分園指定管理者公募要項等の質問に対する回答書

No.	質疑事項	記載場所	内容	回答
17	運営経費に関する事項について	13ページ	4(1)カ「その他経費」の内訳について、運営費に賃借料とありますが、これはどのようなものを想定されていますでしょうか。本案件において、港区様に賃借料をお支払いするケースは発生しますでしょうか。	当該部分は指定管理施設として一般的に考えられる経費として記載しています。本案件において、賃借料として経費を計上するものは現段階では想定していません。
18	前年度の再委託について	9ページ	(4)再委託の禁止について、前年度に再委託を行った個別業務及び委託先業者、委託金額をご教示ください。	現在再委託を行っている個別業務として、エレベーター保守点検・学校110番保守点検・自動ドア保守点検・ITV設備保守点検・非常用発電機点検・機械警備業務・廃棄物処理業務・校内電話保守点検・可動式屋根保守点検・自動制御・中央監視装置保守点検・除草作業業務・水質検査があります。なお、委託先業者及び委託金額については、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、公開は差し控えさせていただきます。
19	維持管理業務について	業務基準書別紙1-1、1-2	前年度の維持管理業務の費用内訳をご教示ください。	維持管理業務の費用内訳については、区が行う事務に関する情報であって、公開することで当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、公開は差し控えさせていただきます。
20	修繕費について	12ページ 18行目	公募要項4(1)ウ「修繕費」について、1件130万円以下の軽微な修繕および整備費用は指定管理料に含まれるとありますが、現時点で令和7年度以降に修繕が必要となる予定となっている事案がございましたら、内容をご教示ください。	現時点で令和7年度以降に修繕が必要となる事案はございません。
21	光熱水費について	12ページ 8行目	公募要項4(1)イ「光熱水費」について、想定される年間の光熱水費、または年間使用量をご教示ください。	公募要項3ページの直近3か年分の光熱水費の支出金額を参考にして、世界情勢の変化によるエネルギー価格の高騰等を見込んだ金額で算出してください。

港区立しばうら保育園及びしばうら保育園分園指定管理者公募要項等の質問に対する回答書

No.	質疑事項	記載場所	内容	回答
22	その他経費の内訳について	13ページ	公募要項4(1)カ「その他経費」について、13ページ1～2行目に「必要な経費、企業の利益など、上記のア～オのいずれにも該当しない経費と記載がございますが、点線囲みされている「その他経費」の内訳としては「事務管理経費」「運営費」「租税公課」の3つの費用項目となっています。「企業の利益」については、内訳の「事務管理経費」として計上してよろしいでしょうか。それとも、「事務管理経費」「運営費」「租税公課」とは別途の費用項目として計上したほうがよろしいでしょうか。	企業の利益にあたる部分は、「事務管理経費」「運営費」のどちらかに計上してください。なお、企業の利益にあたる部分の具体的な金額等については、こちらから別途お伺いする場合があります。
23	別途委託している事業（あっぴい）の費用について	15ページ 9行目	あっぴいに係る費用については、別途委託されるとのことで、今回提出する資料の②資料・収支計画書や③受託経費見積書には含めないという理解でよろしかったでしょうか。	あっぴいに係る費用については、資金・収支計画書と受託経費見積書に含める必要はありません。
24	公募の日程について	17ページ 8行目	Ⅲ 1(3)に公募の日程詳細を記載頂いており、第一次審査が書類審査、第二次審査がプレゼンテーションと理解いたしました。第一次審査・二次審査とは別途、当社のモデル園の視察はなされないという理解でよろしかったでしょうか。	別途でそのような視察はいたしません。